

平成27年度 第1回四万十市総合教育会議 会議録

- 1 日 時 平成27年5月7日(木)
開会：9時 閉会：10時50分
- 2 場 所 四万十市役所6階 第1・第2委員会室
- 3 出席者 四万十市長 中平正宏
四万十市教育委員会
野中正廣(委員長)、堀内尚美、上村賀予、亀谷文裕、藤倉利一(教育長)

〔事務局〕	教育次長兼学校教育課長	矢野 依伸
	生涯学習課長	芝 正司
	図書館長	和田 修三
	教育研究所長	松本 公夫
	学校教育課長補佐	池田 哲也
	学校教育課総務係長	武田 安仁

- 4 議 題 (1) 四万十市総合教育会議について
(2) 平成27年度四万十市教育行政方針について
(3) 四万十市教育大綱について
(4) 平成27年度主要事業概要について
(5) その他

5 議事の経過

(司会)

定刻となりましたので、ただ今より、第1回四万十市総合教育会議を開催いたします。私は、本日の進行をつとめさせていただきます、学校教育課の池田と申します。よろしくお願いたします。それでは、開会にあたりまして、中平市長よりあいさつを申し上げます。

(市長)

皆さん、おはようございます。開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。本日は、平成27年度第1回四万十市総合教育会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。この総合教育会議は、平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日か

ら施行されました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、全ての地方公共団体に設置が義務付けられました。本市においても、市長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進していきたいと考えております。

この、総合教育会議は、法律の規定により、市長が招集することとなっておりますが、教育委員会が、その権限に属する事務に関して協議する必要があるとすることは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができます。また、会議において構成員で協議、調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整結果を尊重しなければならないこととなっております。

本日は、この後、総合教育会議について共通認識を図るとともに、四万十市の教育大綱等について、意見交換・協議をさせていただきたいと考えております。また国の方では、まち・ひと・しごと、地方創生、地方を元気にするという動きが出てきました。四万十市におきましても、総合計画、産業振興計画を策定しております。これをやるのはすべて人がやっていかななくてはなりません。そのためにも一層教育の重要性というものが今後問われるのではないかと考えていますのでよろしく願いいたします。それでは、本会が、四万十市の教育行政のさらなる充実・発展に寄与することを期待いたしまして、はなはだ簡単ではございますが、開会に際しましてのごあいさつとさせていただきます。本日は、よろしく願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。続きまして野中教育委員長よりお願いいたします。

(野中教育委員長)

市長におかれましてはお忙しい中、総合教育会議を開催していただきありがとうございます。市長が申されましたように、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が昨年度改正され、本年4月1日から施行されました。その大きな目玉がこの総合教育会議であろうかと思えます。この会議は市長と教育委員会が設置し、教育大綱を定めるという大きな役割がございます。この会議を進めていく中で、市長と教育委員会が意思疎通を図って連携を深めることで教育振興が図れるものと考えております。この法律の改正案が出されたときに心配された点が多く聞こえました。その1つが首長の教育行政への権限強化、介入などが心配されるという声がありました。私たちが今回の法律改正について吟味し考えたことですが、決してそういうことではない、反面、いい結果が生まれるのではないかと考えています。市長が言われましたように市長と教育委員会が意思疎通を図って連携を深めていくことが教育振興に繋がっていくと考えております。そういったことでこの会が有意義なものとなり、お互いに意思疎通を図って進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(司会)

それでは、議事に入らせていただきます。

「(1) 四万十市総合教育会議について」ですが、お手元の資料、文部科学省が発行しております「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（概要）」の説明を矢野教育次長にお願いします。

(矢野教育次長)

それでは私の方から説明をさせていただきます。この法の改正の趣旨であります、これまでと同様に教育の中立性、継続性、安定性を確保しつつ、1つ目は、教育行政における責任の明確化、2つ目として、迅速な危機管理の体制の構築、3つ目として市長との連携強化、4つ目として国の地方に対する関与の見直し、この4つが大きな柱として改正されました。パンフレットの表紙にポイントが4つ記載されていますが、これについて簡単に説明させていただきます。まず1つ目としましては、新教育長の設置でございます。これまでのご承知のとおり、教育委員長と教育長というふうにありましたが、これを新教育長として設置するというものでございます。新教育長につきましては、市長が議会の同意を得て直接任命をするもので、逆に罷免をすることもできると法で規定されています。また、教育長は教育委員会を総理し、代表するということになっています。任期でございますが新教育長は3年、教育委員長につきましては4年と規定されました。

この改正による効果でございますが、市長が直接教育長を任命するということになりまますので、まず市長の任命責任の明確化があります。2つ目としては、第一義的な責任者が教育長であるということが明確化されました。3つ目としましては、緊急時にも常勤の教育長の判断により、教育委員会に対し迅速な情報提供や会議の招集ができますし、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化が図られるというふうに言われています。また、教育委員の定数の3分の1以上の委員から会議招集の請求があった時は、教育長は会議を開かなければならないということになりました。それから教育長は委任された事務の執行状況を教育委員に報告することとなりました。これは法の25条に規定されています。

次に総合教育会議でございますが、市長が設置し招集するもので、構成は市長と教育委員会です。協議の調整事項でございますが、1つは教育大綱の策定、2つ目は、教育の条件整備など重点的に講ずるべき施策の協議、それから児童生徒の生命、身体の保護等、緊急の場合に講ずるべき措置等について協議調整することになっています。これらの効果でございますが、1つ目としては市長が教育行政に果たす責任や役割が明確になることと、市長が公の場で教育政策について議論することが可能になったということです。3つ目としてしましては、市長と教育委員会が協議することにより、両者が教育政策の方向性を共有して、一体となって執行していくことが可能になったということでございます。ただ、教科書採択であるとか、人事の基準などにつきましては、市長の権限にはかかわらない事項となっています。会議の協議調整対象にするかどうかにつきましては、予算措置等政策

判断を要するような事項か否かによって判断すると説明されております。次に4つ目でございますが、法の1条の3第1項で、「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じて当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」と規定をされております。教育基本法第17条は、教育振興基本計画に関する条文でございますが、第1項で「政府は教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策のほか必要な事項について、基本的な計画を定めて、これを国会に報告して公表しなければならない。」と規定されておりました、2項では「地方公共団体は前項の国の計画を参酌して、その地域の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めなければならない。」と規定されております。これを基にして教育大綱を策定していくというものでございます。この大綱は、市長と教育委員会が協議調整を尽くし、市長が策定するわけですが、市長及び教育委員会がそれぞれ所管する事務を執行していくというものです。効果としましては、このようなものを策定することで、教育施策の方向性が明確になっていくということがございます。

それから、その他でございますが、国の地方公共団体への関与が見直しをされております。滋賀県大津市のいじめ、自殺によるものから発しているものですが、いじめによる自殺防止等、児童生徒の生命、身体被害の拡大または発生防止に対する緊急な必要性があると判断した場合は、文部科学大臣が地方の教育委員会に対して指示ができる規定が明確化されております。それと、この会議につきましては議事録を作成し公表するように努めるものということになっております。以上簡単ですが法の改正のポイントについてご説明させていただきました。

(司会)

概要の2頁にありますように教育委員会制度がこう変わるという4つのポイントの説明があったわけですが、何かご質問等はございませんか。

なし

(司会)

なければ次に、(2)平成27年度四万十市教育行政方針について、矢野教育次長の方から説明をお願いいたします。そのあと順に、芝生涯学習課長、和田図書館長、松本教育研究所長の順で説明をします。

(矢野教育次長)

お手元の四万十市教育行政方針(案)をご参照していただきたいと思っております。法で方針

的なものを定めなさいとなっていますので、これまでも四万十市の教育行政方針として、3年間で1つのスパンとして策定してきております。今回、平成26年度から新たなスパンで策定をしています。1頁でございますが、四万十市の行政方針の体系でございます。1番目として、四万十市民憲章を掲載しており、これは四万十市民としての日常生活の指針であるとか、果たすべき責任であるとか、そういうものの理念でございます。それに基づきまして、今回新たに策定されました総合計画、「人が輝き、夢が生まれる 悠々と躍動のまち 四万十市」という将来像を掲げております。四万十市教育行政方針の基本目標は、総合計画の6つの目標の一つ、「豊かな心と学びを育むまちづくり」としています。

次に2頁でございますけど、四万十市としましては「知、徳、体」の調和のとれた豊かな人間性と確かな学力に裏打ちされた人格の完成を目指す教育基本法の理念に基づきまして、健康で地域特性を兼ね備えた子どもたちの育成、市民が生きがいを持ち、潤いのある生活を送ることのできる生涯活動を推進しております。その推進にあたりましては、健康、体力づくり、文化に親しむ環境づくり等の学習機会の確保に努めながら、総合計画の基本目標であります「豊かな心と学びを育むまちづくり」の実現を目指して取り組んでいく内容としています。それから期間でございますが、平成26年度を初年度として、本年度を目標年次としております。

3頁目につきましては5つの基本施策を掲げております。1つは学校教育の充実、2つ目として生涯学習の充実と推進、3つ目は芸術、文化、スポーツの振興、4つ目は人権教育の推進、5つ目は青少年の健全育成です。

次に4頁目でございますが、学校教育の分野でございます。これにつきましては、知、徳、体それぞれの課題について取り組んでいく目標を設定しております。その基本的なものは、生きる力を育むというものでございます。

5頁には重点目標、確かな学力を育むとして8つの項目を掲げております。豊かな心を育むにつきましては7つの項目、健やかな体を育むについては2項目、4つ目として青少年の健全育成ということで掲載しています。あと方策につきましては、教育行政方針でございますのでやるべき施策について具体的なものを記載しております。中身についてはご参照いただきたいと思いますと思っております。その中でも7頁のいじめ・不登校の問題ですが、最後の方に⑤としまして、四万十市のいじめ防止の基本方針に基づき、関係機関が一体となっていじめ防止に取り組んでいくところを追記しております。また、南海トラフ地震についても追加をしております。中身につきましては、ご参照いただきたいと思います。

それから9頁の最後にある「学校教育振興基本計画」は平成25年3月に策定しております。学力の向上であるとか具体的な目標値を定めたもので、今年度が最終年度となりますが、この計画に基づいて具体的な取り組みをしているところです。

(司会)

続きまして10頁からになりますが、芝生涯学習課長より説明します。

(芝生涯学習課長)

10頁からは生涯学習と社会体育と頁を分けて記載させていただいております。生涯学習としては、市民一人ひとりがいつでもどこでも自由に学習機会を享受し、「心の豊かさ」や「生きがい」を実感できる生涯学習社会を実現させるために考えていこうということで、重点目標を5つ掲げて取り組んでいます。「1 生涯学習の充実と推進」では、シルバー教室など公民館を中心とした各種講座の開催などを行っています。「2 芸術・文化の振興」では、四万十川子ども演劇祭、四万十川国際音楽祭、これは基金を利用して隔年で開催しておりまして、今年は国際音楽祭の年になっております。隔年といっても年間350万円の補助で通年実施しております。(5)の四万十川流域重要文化的景観では、この景観を有効活用しながら、地域の活性化に取り組んでいくことにしております。「4 生涯学習施設の充実」では、中央公民館、文化センターの耐震化が避けて通れない問題でして、今年度中には中央公民館、文化センターを含めた今後のあり方を検討していかなければならないという課題も持っております。「5 放課後対策の推進」では、放課後児童健全育成事業として、中村地域で6小学校、西土佐地域で1つの小学校で取り組んでおります。また、ほか8つの小学校区では、放課後子ども教室といって、子どもたちの学習機会をつくっていこうということで取り組んでおります。また、中村中学校の加力学習なども行っております。

次に12頁の社会体育ですが、これはずっと昔から「市民皆スポーツ」ということで、どこでもだれでもスポーツに親しめるように生涯学習社会をつくっていこうということで、社会体育分野では「生涯スポーツ社会」という方針を大きく掲げております。重点目標は、「生涯スポーツの推進」、「競技スポーツの推進」、「スポーツイベントの開催」です。生涯スポーツの推進では体育スポーツ活動の推進、(2)では社会体育施設の整備充実と学校体育施設の有効活用、体育施設では、先ほど耐震の問題がありましたが、安並スポーツセンターの耐震等も避けて通れない課題となっております。この工事については、公園の方の長寿命化の関連で今から予算要求をしていきたいと考えております。学校体育施設の有効利用では、学校開放事業を市内全学校で行っておりますし、県立学校を借りたりして夜間開放を行っております。(4)のスポーツ団体との連携と育成では、四万十市体育協会及び関連団体との連携強化に努めているところでございます。(5)のスポーツ意識の高揚では、四万十市スポーツ賞表彰を四万十市になってから行っておりますが、その中で、市民の皆さん、青少年の皆さんのスポーツ意識の向上を図っております。競技スポーツの推進では、スポーツ少年団の指導者と中学校の体育指導者との連携を図るように努めております。スポーツイベントの開催では、四万十川リバーサイドフルウォーク、四万十川ウルトラマラソン、それから(4)にスポレク・チャレンジ・フェスタというものがありますが、これは子どもたちに体育に親んでもらおうということで、スポーツ嫌いな子どもたちをなくすということで取り組んでおります。

(司会)

続きまして14頁になりますが、和田図書館長より説明します。

(和田図書館長)

図書館の方針といたしまして、「子ども読書活動」というものがあるんですが、これを平成24年度から5カ年計画で進めているところです。教育長の方針の中でも、読書によって学力の向上を図ろうということで取組んでおります。その中で、学校との連携をさらに進めていきたいということで重点的に取り組んでおります。昨年から今年にかけて学校の巡回の回数も増やしておりますし、団体への貸し出しも去年から始めているところです。指定管理者制度については、あとの主要事業のところでも述べるようにします。

それから郷土資料館ですけれど、耐震性の問題がありまして、地盤等の問題もありますので、耐震を検討する中で、他の場所に移すとか、文化センター、中央公民館との合築という話もございます。今年度、図書館としましては、郷土資料館運営協議会というのがあるんですが、その中で今後の資料館のあり方、位置等も含めて意見をいただくようになっています。

(司会)

続きまして16頁からになりますが、松本教育研究所長より説明します。

(松本教育研究所長)

重点目標としましては、調査研究の推進、資料の収集と活用、情報教育の推進と充実、教育相談の充実、不登校児童生徒対策の充実など9項目ございますが、具体的に言いますと、資料の収集と活用では、高知県学力定着状況調査や、全国学力・学習状況調査等がありますけど、その問題を調査・分析しながら各学校の学力が向上するように、各学校の特色を浮き彫りにして、授業改善などに役立てるよう研究しているところです。

それから教育相談の充実につきましては、保護者や教職員の教育相談を含めまして、専門のスクールカウンセラー（SC）によりやっております。不登校児童生徒対策の充実につきましては、各学校へ出向き月に1回以上の欠席調査のほか、先ほど説明がありました学校教育課の取り組みと連携しながら、できるだけ不登校児を出さないように、また未然防止に努めています。また、6番、7番の研究大会の開催につきましては、今年から、全校25校の全教職員360名が、「教科・各種サークル」と、「教科外・領域サークル」に入りまして、全員が学ぶという体制となりました。教育研究所は、その事務局としての役割がございます。今日ちょうど中村南小学校で市教育研究会総会がございます。あと研究協力員、研究協力校の活用につきましては、今年度は中村西中学校、東中筋中学校の研究協力員2名、研究協力校は、具同小学校と中村中学校の希望を募りました。

各研究指定の学校あるいは研究員と本研究所内に小・中学校籍の3名の研究員がいます

ので、それぞれの学校と連携しながら全体の研究の支援をしていきたいと考えております。最後に、関係機関との連携でございますが、先ほど図書館長が申されましたように、読書活動の推進につきましては、昨年から市図書館、各学校教育担当者、各学校図書館支援員との連携を図りながら、児童・生徒や各家庭での読書活動の拡がりを推進しております。

(司会)

ただいま平成27年度四万十市教育行政方針について、学校教育課、生涯学習課、図書館、教育研究所の方から説明させていただきましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。

(野中教育委員長)

学校教育の5頁に、「4 青少年の健全育成」とありますが、学校教育課の中の青少年健全育成は補導センターの活動が主な活動ですね。もう1つ生涯学習課の方で、10頁に「青少年の健全育成」という同じ項目があります。生涯学習課は子ども会などが主なものになっています。同じ青少年の健全育成という項目の中で、所管が学校教育課と生涯学習課に分かれておりますので、こういう捉え方になっていると思いますが、同じ項目が二つの課両方にあるということが、市民の目から見てどうなのかと思ったところです。市民から見てわかりやすいものにするのであれば、学校教育というより生涯学習の方に位置付けて、生涯学習課の健全育成の中に補導センターの業務も位置づける、ただ、すべて生涯学習課が所管するというのではなく、両方の課が所管しているというまとめ方にしたらどうかと思いますがどうでしょうか。

(矢野教育次長)

確認ですけど、青少年健全育成は大元は生涯学習課の頁に入れておくということですか。

(野中教育委員長)

4頁の内容は、学校教育課の分野ではなくて、小中学校の学校教育ということでまとめて、青少年の健全育成は、補導センターも含めて10頁に掲載し、学校教育というセクションから生涯学習のセクションに移すということにしてはどうだろうかと思います。

(矢野教育次長)

8頁の「健全育成」の標題を変更するという方法もあるかと思いますが。

(野中教育委員長)

5頁の「青少年の健全育成」は、4頁にある知、徳、体の基本方針には入っていないわけですね。この5頁の青少年の健全育成を10頁の3番にもっていく。その下に(1)(2)

(3) とあるが、その中に8頁の4番を加えたらどうかと思います。

また、16頁の教育研究所の4番にも青少年健全育成と出てますけど、この部分は相談活動だから分けしてもいいかもしれませんが密接に関連があります。研究所では青少年の青年の部分が今までの実績でもないですね。本来は青年も入るのだろうけれど、これは次の機会に考えてもらったらいいと思います。学校教育課と生涯学習課の分はまとめたらどうかと思います。

(藤倉教育長)

補導センターの部分は、生徒指導との関わりが多くあるので学校教育に補導センターが入っていると思います。その辺りは切り離せない部分があるので、県も生徒指導は学校教育を所管する小中学校課でやっています。野中委員長からの意見は議論して、良い方向に持っていけるよう考えてみたいと思います。

(野中教育委員長)

たとえば5頁の青少年健全育成は、「児童生徒指導」など、今の補導センター業務沿った標題にするとか、変えてみてはどうかと思います。

(矢野教育次長)

検討させていただきます。

(司会)

野中委員長からの件ですが、事務局で整理をさせていただいて、後日、委員にお知らせするということがかまいませんか。

異議なし

(司会)

ほかに何かございませんでしょうか。

(市長)

平成26年度が初年度で平成27年度が目標年次とあるが、検証はどのようにやるのですか。

(矢野教育次長)

平成27年度につきましては、この教育会議を3回程度計画しており、2月頃に本年度としてどうであったかという検証を企てていきたいと考えています。

(市長)

今までもやっているのですか。

(矢野教育次長)

この方針につきましては、毎年やっております。

(市長)

2年は短いと思いますが、年度毎に検証して2年ごとに作成しているのですか。

(藤倉教育長)

以前は毎年つくっていました。教育にかかわるすべてのことを盛り込んだ教育委員会の総括的なものとして、教育委員会としても毎年点検、評価はやりますが、形式的になっていたところもありました。今回、教育大綱をつくるということで、よい方向に変わってくるのではないかと思います。

(野中教育委員長)

市の総合計画のように、総合計画があつて、産業振興計画のような実施計画ができてくるのが本当です。教育委員会では、大綱ができて、たとえば今の学校教育振興計画などが策定されるのが本当ではないかと思います。この各振興計画などをP D C Aで評価して、次の計画に活かしていくことになるのが本来の姿ではないかと思います。

(司会)

ほかにご意見ご質問等はございませんか。

なし

(司会)

次に、(3)の四万十市教育大綱について協議をさせていただきます。先ほど矢野教育次長からも説明がありましたが、教育大綱は首長が策定するものとされております。策定にあたっては、教育委員会と十分に協議し調整を尽くすこととなっております。はじめに矢野教育次長から大綱について説明をさせていただきます。

(矢野教育次長)

大綱とは、地方公共団体の教育、学術、および文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や根本となる方針を定めるもので、詳細な施策については大綱には定める必要はありません。大綱に記載する事項についてですが、それぞれの地方公共団体の判断に

委ねられております。具体的に例として挙げますと、学校の耐震化、学校再編、放課後対策あるいは幼稚園保育、それら予算や条例提案等の首長が有する権限に関する事項についての目標や根本となる方針などが考えられます。

それから大綱は、市長の責任において策定するものであって、議会の議決事項となるものではありません。国も教育振興基本計画を策定しております。第2期が平成25年6月に閣議決定されて成果や目標といったものがありますので、それらを参照しながら、県も平成27年度中に策定するといわれております。これらを参考にして大綱を策定していきたいと考えております。

(藤倉教育長)

大綱ですが、県も県内市町村もまだ策定してないのが現状です。この教育大綱については、先ほど次長より説明がありましたが、市長の思いがでてきていいのではないかと思うわけですが、他市町村の状況を聞かせてもらうと教育行政方針を大綱に置き換えるとか、教育振興計画を置き換えるとか、いろいろ検討をしているようです。大綱は細かいところは掲載しないということですが、県内の市町村の声を聞いてみますと教育振興計画を置き換えるところが多いようです。教育振興計画というのは、全国学力・学習状況調査で小学校では全国平均より3ポイント上を目指すとか、中学校は全国水準まで引き上げるとか具体的な数字が出てくるわけです。ということは、学力を向上しようという市長の思いがそこに出てくるから、そういうことになっているのではないかと思います。四万十市でもその辺を詰めていって、1年かけて策定する方がよいのではないかと思います。

(市長)

大綱はぶれないものにしておかないといけないと思います。あまり細かいことまで定めると、首長がかわった場合などに問題がでてくるのではないかという心配はあります。

(野中教育委員長)

大綱というのは基本的な方針、考え方を定める。具体的にどのように進めていくかについては、ある程度数値的な目標、期限などを定めた実施計画に出てくるものだと思います。検証についてですが、大綱は基本的な方針等ですので検証しづらいと思います。検証するものについては、この大綱に基づいて策定される実施計画、今あるのは、学校教育振興計画、学校再編計画、子ども読書活動推進計画、今、教育行政方針の中で定められているもので気づいたものは3つあります。そういった実施計画について検証、評価して次の実施計画に活かす、それが本来の姿ではないかと思います。

大綱については、例えば学校再編については子どもたちの教育効果を考えて進めるというような記載にしたうえで、学校再編の実施計画を定める。そして、評価、検証は実施計画であるのがよいのではないかと思います。

(藤倉教育長)

教育大綱を市長が定めるということは、市民の委任を受けた市長が教育行政についての思いをはっきりさせたらどうか、反対に思いをあまり出すのはどうかと、いろいろご意見があります。今言ったように大筋をつくって、具体的な取組については教育振興計画をつくるというのがいいのか、他の市町村の声を聞くと教育振興計画を大綱におき替えるというところもあります。

(野中教育委員長)

市長の思いもあって大綱を定めるわけですが、大綱を定めるについてはこの教育会議で決めていくもので、市長が一方向的に定めるのではないと、そこでセーブが出来るのではないかと思います。本来、教育振興計画には、学校教育があり、生涯学習があり、文化行政があり、そういったものが入っているべきだが、今の四万十市の教育振興計画には学校教育だけです。学校教育の振興計画はこれでいきます、その基となる大綱は行政方針でいきます、今のところそういう形でいいのではないのでしょうか。

(矢野教育次長)

教育振興基本計画の方向性とか基本的な部分をとって教育大綱としましよと、ただ今の計画は詳細な内容になっています。どこで線が引けるかは難しいですが、他の市町村を参考に今後つくっていきたいと思います。今、整理していただきました個別計画や行政方針の基本的な理念を当面の間、大綱に読み替えるのが事務局の案でございます。

(野中教育委員長)

最初の年ですので、事務局の案のとおり進めていきながら、変更する必要が生じた場合には、この会議で協議し変更していく、そういうふうにしてはどうでしょうか。教育行政方針を大綱に置き換えて進めていくことでいいと思います。

(司会)

平成27年度の四万十市教育行政方針についてですが、青少年健全育成の部分については、記載方法を事務局で整理させてもらい、その他については、これでよろしいでしょうか。

異議なし

(司会)

他の市町村も策定中ですのでどういう方向になるかわかりませんが、四万十市としては、この四万十市教育行政方針を、今年度は大綱として読み替えるということでもよろしいでし

ようか。大綱は市長が策定するということになっていますが、市長よろしいでしょうか。

(市長)

今日は教育委員会だけですが、たとえば総務課とかはどんな位置づけになっているのでしょうか。

(野中教育委員長)

法の趣旨から言うと、この総合教育会議は市長と教育委員がメンバーです。そこで考えますのは、教育委員会には補助的に事務局がおります。市長の方も、例えば企画広報課長が同席して、総合計画との関係もありますので、参考意見を述べるとか、そういうのはいいと思います。

(市長)

自分としては、これまでも教育行政につきましては、教育委員会と首長が意思疎通を図りながら、たとえば学校給食、体育館であるとか、学力の向上、いろいろな面ですすめて行っていると思っています。また先ほど、教育次長や各課長より説明がありました教育大綱につきましては、教育振興基本計画、その他の計画を定めている場合には、その目標や施策の根本なる方針が大綱に該当すると、総合戦略会議で判断した場合には、別途大綱を定める必要がないこととなっております。この27年度四万十市教育行政方針については、大綱に十分該当すると思っております。ただその場合には、先ほど意見がありましたように、青少年の健全育成等を見直した中で、定めていくということではないかと思っておりますがどうでしょうか。

(司会)

本年度はこの四万十市教育行政方針が大綱に該当するということがよろしいでしょうか。

異議なし

(司会)

それでは、四万十市教育行政方針が大綱に該当ということが認められました。次に(4)になりますが、教育委員会で取り組む平成27年度主要事業の概要について、各課長より説明をさせていただきます。

(矢野教育次長)

主要事業の概要でございます。中身につきましては予算査定の中で議論もしてきていますので詳細は省略させていただきます。1頁目の給食センターの具同小学校への設置につ

きましては、本年度から工事に着手する予定です。早期に着手して、平成28年度のできるだけ早い時期、希望としては4月を目指していきたいと考えています。

2頁、3頁ですが、体育館関係でございます。本年度、特に大きなものとしましては、中村中学校と西土佐中学校の体育館です。これにつきましても早期着手に向けて取り組んでいきます。

5頁ですが、知、徳、体の中でも一番の課題であります学力向上に向けて、全校に研究指定校として取り組んでもらっています。そのほか、昨年度からの辞書配付や、今年度から取り組む図書館関係の事業も実施していきたいと考えております。

(芝生涯学習課長)

8頁です。市制施行10周年記念事業として「しまんと漫博」を開催する予定にしています。今月の広報でも募集しておりましたが、大きく2つの事業を行います。1つは地元出身の漫画家の原画・イラスト作品展を8月3日から8月16日まで行います。それから、漫画愛好家からの作品募集と漫画家によるワークショップなどを行う予定です。担当者が上京しまして、出版社あるいは作家の皆さんと打ち合わせを行っています。

10頁はウルトラマラソンの案内看板、これは昨年度、台風で倒壊しておりました案内看板を再設置するものです。11頁は、ふれあいホールの照明を吊るバトンだとか、緞帳の袋などが老朽化して、本年度改修するというものです。あと13頁に放課後児童健全育成事業ということで、市内7校で取り組んでいます。5年間かけて、全校で事業を実施しなさいという方針が出ました。5年目に完成を目指すのではなくて、先取りで進めていきたいと考えております。今年度については、量的拡充の改善のために取り組んでいきたいと考えております。

(和田図書館長)

子ども読書活動推進事業は、5カ年計画で取り組んでいます。今年で4年目になります。次に指定管理者制度の導入についてでございますが、平成28年度より指定管理者制度に移行するという形で事務を進めております。3月定例市議会で図書館条例の一部改正を行いまして、現在、募集要項と仕様書の作成を行っています。6月を目途に作成して、7～8月で募集要項の配布と現地説明、受付をし、9月に審査選定をして、指定議案を12月議会に諮っていきたいと考えております。そして仮協定を1月に結んで、契約の締結を来年4月1日に行う予定です。

(司会)

各課長より、今年度の主要事業について説明をいたしました。ご質問等はありませんか。

(野中教育委員長)

昨年度、市内全小中学校を一校一役ということで指定して、研究発表を12月に中村小学校で行いました。教育民生常任委員会の議員が全員出席していただいています。こういう学校活動の中に、所管委員会の議員が出席してくれるということは、非常に意義があると感じました。ぜひ、今年度もご案内して出席していただけるようお願いしたいと思います。

あと図書館の指定管理者の周知方法はどうなりますか。

(和田図書館長)

ホームページ等での周知を考えています。

(野中教育委員長)

全国組織への案内とか、情報提供もいいのではと思います。

(和田図書館長)

先進事例に問い合わせ確認します。

(市長)

仕様書で休みはどうなっていますか。

(和田図書館長)

現在、祝日は休館日としていますが、サービス向上として祝日は開館するのがよいのではないかと考えています。あと夕方の1時間延長も考えています。

(市長)

サービスの向上がなければ指定管理者制度に移行する意味がないと思います。

(野中教育委員長)

サービスの向上と経費削減とが指定管理者制度の大きな目標ですので、経費面からも判断しなければならないと思います。

(和田図書館長)

現行のサービスのままで指定管理者制度に移行した場合、人件費で600万円程度の削減となる見込みです。祝日開館をした場合、300万円程度、毎日開館した場合、とんとん位になるのではないのでしょうか。

(野中教育委員長)

募集要項、仕様書の案が出来た段階でまた協議しましょう。

(和田図書館長)

6月の定例委員会あたりで募集要項と仕様書を出すようにしたいと考えています。

(司会)

ほかにありませんか。なければ(5)その他に入ります。何かございませんでしょうか。

(野中教育委員長)

この総合教育会議は年に3回開催予定ですか。

(矢野教育次長)

年度当初、翌年度の当初予算編成時期、2月、あとは随時ということで考えています。

(野中教育委員長)

意思疎通を図る意味で、市長との意見交換の場を総合教育会議以外でも設けてもらいたいと思います。

(司会)

総合教育会議は、今年度は3回の開催を予定しております。第2回目は10月から11月ごろ、議事につきましては平成28年度当初予算、教育行政の現状と課題等について、第3回目は来年の1月から2月に、議事については、平成27年度の総括、平成28年度の四万十市教育大綱についてなどを考えております。その他、協議する事案が生じた場合は、臨時的に開催することがあります。よろしいでしょうか。

(矢野教育次長)

学校再編なども今後、方向性を定めていく必要があると考えていますので、意見交換をしていきたいと考えています。よろしくをお願いします。

(司会)

ほかにございませんか。

なし

(司会)

なければ本日予定していた議事は、すべて終了いたしました。以上をもちまして、平成27年度第1回総合教育会議は終了とさせていただきます。ありがとうございました。